

9 その他の制度等

☎ 宇都宮税務署
TEL 621-2151
(自動音声案内)

☎ 市民税課
個人市民税
第1～第4グループ
TEL 632-2233, 2221
2214, 2217

(1) 所得税・住民税の所得控除

所得税、住民税には次のような控除があり、所得金額から差し引くことができます。

種 類			控 除 額		
			所得税	住民税	
障がい者控除 (※1)	障がい者	本人又は 同一生計 配偶者・ 扶養親族	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳 3～6級の方 ・知的障がい者療育手帳B1・B2の方 ・精神障がい者手帳 2～3級の方など 	27万円	26万円
	特別 障がい者		<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳 1～2級の方 ・知的障がい者療育手帳A1・A2の方 ・精神障がい者手帳 1級の方 ・寝たきりで複雑な介護が必要な方など (61ページ「障がい者控除対象者認定書」参照) 	40万円	30万円
	同居特別 障がい者	特別障がい者である同一生計配偶者や扶養親族で、 本人や配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの 同居を常としている方		75万円	53万円
ひとり親控除		総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子を 有する現に婚姻をしていない方で、住民票上、婚姻と 同様の事情にある人の記載がなく、かつ、合計所得金額 が500万円以下の方	35万円	30万円	
寡婦控除		夫と離婚した後、婚姻していない方で、扶養親族を 有し、住民票上、婚姻と同様の事情にある人の記載 がなく、かつ、合計所得金額が500万円以下の方	27万円	26万円	
		夫と死別した後、婚姻していない方、又は、夫が生 死不明の方で、住民票上、婚姻と同様の事情にある 人の記載がなく、かつ、合計所得金額が500万円 以下の方			

種 類		控 除 額		
		所得税	住民税	
配偶者控除	70歳以上(※2)の控除対象配偶者がいる方	納税者本人の合計所得金額が900万円以下の方	48万円	38万円
		納税者本人の合計所得金額が900万円超950万円以下の方	32万円	26万円
		納税者本人の合計所得金額が950万円超1,000万円以下の方	16万円	13万円
		納税者本人の合計所得金額が1,000万円超の方	適用なし	
	70歳未満(※2)の控除対象配偶者がいる方	納税者本人の合計所得金額が900万円以下の方	38万円	33万円
		納税者本人の合計所得金額が900万円超950万円以下の方	26万円	22万円
		納税者本人の合計所得金額が950万円超1,000万円以下の方	13万円	11万円
		納税者本人の合計所得金額が1,000万円超の方	適用なし	
医療費控除	(支払った医療費－保険金などで補てんされる金額)－(総所得金額等×5%又は10万円のいずれか少ない額) 【最高200万円】			
医療費控除の特例 (セルフメディケーション税制)	(OTC医薬品購入費－保険金などで補てんされる金額)－1.2万円 【最高8.8万円】 ・医療費控除との併用はできません。 ・本人が健康保持増進や疾病予防への一定の取組(健康診断の受診や予防接種など)を行っている必要があります。			

※1 障がい者控除は、16歳未満の扶養親族及び合計所得金額が1,000万円を超える納税者の同一生計配偶者についても適用されます。

※2 年齢は、その年の12月31日現在のものです。

(2) おむつ代の確定申告等における医療費控除

傷病によりおおむね6か月以上にわたり寝たきりであり、医師の治療を受けている場合に、おむつを使う必要があると認められるときのおむつ代は、医療費控除の対象となります。

< 手続き >

確定申告書又は市民税・県民税申告書等を提出する際に、確定申告書等に『医療費控除の明細書』を添付し、併せてその方の治療を行っている医師が発行した『おむつ使用証明書（指定様式）』を、原則として添付又は提示します。（おむつ代の領収書について、確定申告等の際に添付又は提示は必要ありませんが、明細書の記入内容を確認するため、税務署等から提示又は提出を求められる場合がありますので、自宅で5年間保存してください。）

なお、令和7年1月1日以後、令和6年分以後の確定申告書を提出し、おむつ代についての医療費控除を受ける場合、市長等が交付する『主治医意見書内容確認書』又は『主治医意見書』の写しを『おむつ使用証明書』に代えることができます。

問 宇都宮税務署
TEL 621-2151
(自動音声案内)

問 市民税課
個人市民税
第1～第4グループ
TEL 632-2233, 2221
2214, 2217

問 高齢福祉課
認定審査グループ
TEL 632-2986

(3) 障がい者控除対象者認定書（税申告における障がい者控除）

障がい者手帳を所持していなくても、介護認定を受けている満65歳以上の方で、障がいの程度が、身体・知的又は精神障がい者に準ずる者として市長等の認定を受けている方については、障がい者控除を受けることができます。

また、障がい者手帳等を所持している方（例：身体障がい者手帳3～6級相当）のうち、本制度により特別障がい者控除の対象になる方も、申請することができます。

< 手続き >

「障がい者控除対象者認定書交付申請書」を、高齢福祉課認定審査グループ、障がい福祉課福祉サービスグループ、又は各地区市民センター・各出張所にご提出ください。

認定された場合、「障がい者控除対象者認定書」が交付されますので確定申告等の税の申告の際にご利用ください。

問 高齢福祉課
認定審査グループ
TEL 632-2986

問 障がい福祉課
福祉サービスグループ
TEL 632-2361

問 市民税課
個人市民税
第1～第4グループ
TEL 632-2233, 2221
2214, 2217

問 宇都宮税務署
TEL 621-2151
(自動音声案内)

(4) 年金制度

☎ 保険年金課
国民年金グループ
TEL 632-2327

< 老齢基礎年金 >

国民年金保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて10年以上ある方が、原則として65歳になったときに受けられる年金です。

< 遺族基礎年金 >

国民年金の被保険者又は老齢基礎年金の受給資格を満たした方が死亡したときに、その方の子のある配偶者又は子(18歳到達年度の末日まで、1級又は2級の障がいの状態にあるときは20歳未満)に支給されます。ただし、保険料納付期間と免除期間を合算して加入期間の3分の2以上あること等が条件です。

詳しくは、保険年金課 国民年金グループにお問い合わせください。

(5) 成年後見制度

☎ 宇都宮家庭裁判所
TEL 621-4854

認知症等で判断能力が十分でないことにより、ご自身で介護・福祉サービスの利用手続きや預貯金など財産の管理が難しい場合に、家庭裁判所が選任する成年後見人等が、本人に代わって必要な手続きをしたり財産を管理したりして、本人の生活を支援する制度です。

制度の利用手続きの詳細は、宇都宮家庭裁判所にお問い合わせ下さい。

(6) おもいやり駐車スペース利用証交付事業

高齢者や障がいのある方などのための駐車スペースを適正にご利用いただくため、利用証を交付する事業です。

問 高齢福祉課
企画グループ
TEL 632-2903
問 保健福祉総務課
企画グループ
TEL 632-2919

対象者	必要書類・要件
① 身体障がい者	身体障がい者手帳（1～6級 14区分）
② 知的障がい者	療育手帳（障がいの程度A）
③ 精神障がい者	精神障がい者保健福祉手帳1級
④ 要支援高齢者等	介護保険被保険者証 要介護1～5 要支援1, 2
⑤ 難病患者	特定医療費（指定難病）受給者証 通知書（特定医療費申請結果） 小児慢性特定疾病医療費受給者証，一般特定疾患医療受給者証
⑥ 妊産婦	母子健康手帳（原則として妊娠7ヶ月～産後1年） （多胎児の場合は，原則妊娠6ヶ月から産後2年） （延長申請により1年延長することが可能）
⑦ 傷病人	・本人確認書類（運転免許証，保険証等） ・交付申請書への医師の記入又は医師が歩行に配慮が必要な期間を記入した診断書等

※ 対象によって申請窓口が異なりますので，ご注意ください。

< 利用証の交付 >

①～⑤：グリーン色，有効期限なし

⑥～⑦：オレンジ色，有効期限あり（交付時に有効期限を記入）

< 交付場所 >

- ・ 栃木県（本庁，健康福祉センター）
- ・ 県内市町（本庁，出先機関等）

※ 本市では，本庁高齢福祉課，保健福祉総務課，障がい福祉課，子ども支援課，保健所保健予防課，各地区市民センター，各出張所にて交付します。

< 手続き >

- ・ 必要書類をご持参の上，交付場所まで直接お越しくください。
- ・ 要支援高齢者等の場合，要介護・要支援状態の区分が印字された，「介護保険被保険者証」（写しは不可）を持参の上，交付場所まで直接お越しくください。その場で交付します。
- ・ 宇都宮市民以外であっても，栃木県に在住していることが確認できる場合は，本市の交付場所での手続きが可能です。

※ 郵送での手続きは受け付けておりませんが，栃木県の電子申請システムから申請が可能です。詳しくは，こちらまでお問合せください。（TEL：623-3047）



(7) 高齢運転者等専用駐車区間制度

官公庁や福祉施設、公園など施設の利用が見込まれる場所でありながら駐車場が確保されていない又は足りない場所の付近道路を公安委員会で指定し、専用の道路標識を設置しました。

この専用駐車区間で「専用場所駐車標章」を自動車前面ガラスの内側の見やすい箇所に掲出してください。

 栃木県警察本部
 交通規制課
 TEL 621-0110(代)
 各警察署
 中央 623-0110(代)
 東 610-0110(代)
 南 653-0110(代)

< 交付対象者 >

- ① 70歳以上の高齢運転者
 - ② 妊娠中又は産後8週間以内の者
 - ③ 聴覚障がい又は肢体不自由を理由に普通自動車免許に条件が付されている者
- ※ 普通自動車免許を持った方が、上記いずれかの条件を満たした場合、標章交付対象者となります。

< 手続き >

「専用場所駐車標章」の申請・交付は、住所地を管轄する警察署で受け付けることができます。

詳しくは、最寄りの警察署交通課にお問い合わせください。

高齢運転者等専用駐車区間を表示する道路標識



標章車専用



標章車専用

【高齢運転者等標章自動車駐車可】

【高齢運転者等専用時間制限駐車区間】

(8) 「介護マーク」の配布

高齢者や障がいのある方などを介護する方が、介護中に公共のトイレ利用や買い物などをする際に、周囲から偏見や誤解を受けることのないよう、また、地域における日常的な支えあいづくりを推進するため、介護マークを配付しています。

本市では、高齢福祉課及び障がい福祉課の窓口で配付しています。

【介護マーク】



制度については

☎ 栃木県高齢対策課
地域支援担当
TEL 623-3148

配付については

☎ 高齢福祉課
企画グループ
TEL 632-2903
☎ 障がい福祉課
企画グループ
TEL 632-2353

(9) 高齢者の転倒事故に注意しましょう

高齢者の転倒事故の多くが、住み慣れた自宅の居間、寝室、玄関、階段、廊下、浴室で発生しています。加齢に伴い、身近な場所に転倒リスクがあることを意識し、「段差をなくす」、「手すりを付ける」、「滑り止めを敷く」、「コードの配線は歩く導線を避ける」、「床に物を置かない」など、転倒予防に向けた対策を行いましょ。

政府広報オンラインでは、高齢者の転倒事故や具体的な対策について動画などで分かりやすく紹介しています。

(URL: <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202106/2.html>)

また、本市では、高齢者住宅の改修の補助を行っています。

詳しくはP 19～20をご覧ください。

(10) 本市への遺贈寄附をお考えの方へ

遺贈寄附とは、生前に遺言書等によりご本人の意思を遺しておき、お亡くなりになった後に、遺産の一部又は全部を特定の団体等に寄附することをいいます。本市では、皆様から寄附につきまして、寄附者のご意思を尊重し、様々なまちづくり事業に活用させていただきます。なお、本市への遺贈寄附の受け入れは原則「現金」のみとなっております。

☎ 高齢福祉課
相談支援グループ
TEL 632-2356

< 手続き >

遺贈寄附を行う際には、相続や遺言書作成等の専門知識が必要となりますので、専門家（弁護士、司法書士、行政書士等）へ相談・依頼されることをお勧めします。

本市では、市民の方向けに遺贈寄附や相続等に関する専門家による無料相談を行っています。

< 足利銀行と「遺贈による寄附制度に関する協定」を締結 >

本市への遺贈寄附をお考えの方の相談や手続きが円滑に進むよう、足利銀行と「遺贈による寄附制度に関する協定」を締結しました。

足利銀行では、本市への遺贈寄附の相談や、遺言書作成から執行までのサービスを提供しています。

< 遺贈寄附の流れ（イメージ） >

1. 本市への遺贈寄附を検討
2. 相談（弁護士等の専門家、株式会社足利銀行）
3. 遺言書の作成（弁護士等の専門家、株式会社足利銀行）
4. 寄附者のご逝去後、遺言執行（弁護士等の専門家、株式会社足利銀行）

高齢者サービスのしおり 2026

発行年月 令和8年4月

発行 宇都宮市保健福祉部高齢福祉課
〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号
TEL 028(632)2360
FAX 028(632)3040